

インフルエンザ予防接種は 早めの接種を お願いします。



本年度は、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行する可能性があり、予防接種を希望する方の増加が見込まれます。感染すると重症化のリスクが高い「65歳以上の方等」は早めに接種をお願いします。

対象者 接種日に南風原町に住所がある方で、次の①、②、③のいずれかに該当する方。

- ①65歳以上の方
- ②60歳～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウィルスの疾患で身体障害者手帳1級相当の方
- ③令和2年度内に満65歳になる方で、接種日において64歳の方(行政措置予防接種)

料 金 **自己負担額 1,000円** (通常は約5,000円程度かかります。)
※生活保護世帯の方は免除になります(生活保護受給者証を提示してください)。

接種期間 令和2年10月1日(木)～令和3年2月28日(日)

接種回数 1回 **接種場所** 指定医療機関 (事前に予約を取って下さい)

指定医療機関一覧

指定医療機関名	住 所	電話番号
久田病院	大名275	889-3206
はえばる耳鼻咽喉科	新川163	888-2233
嬉野が丘サマリヤ人病院	新川460	889-1328
沖縄県健康づくり財団	宮平212	889-6474
のはら小児科医院	兼城258	888-2111
上里整形外科	兼城401	888-2227
一日橋医院	兼城497-1	889-7387
沖縄第一病院	兼城642-1	888-1151

指定医療機関名	住 所	電話番号
比嘉胃腸科内科	照屋362	882-7000
ありがとう子供クリニック	津嘉山440-5	851-7000
つかざんクリニック	津嘉山1315-1	888-6789
南風内科クリニック	津嘉山1490	888-2121
みやぐに皮フ科	津嘉山1490	888-4112
てるや整形外科	津嘉山1595	888-3636
つかやま内科	津嘉山1674	888-6610
吉クリニック	神里495	888-5552

※上記以外の医療機関での接種を希望する方は、直接医療機関へお問い合わせいただくか、又はちむぐくる館(国保年金課)までお問い合わせください。

【問】 ちむぐくる館 (国保年金課) ☎889-7381

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

児童虐待とは

- ※身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる など
- ※ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
- ※心理的虐待…言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など
- ※性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為をみせる、ポルノグラフィの被写体にする など



出産や子育てに関する悩みや質問がある方は、児童相談所、市町村へお気軽にご相談ください。

- 虐待を受けたと思われる子どもがいたら。
- ご自身が出産や子育てに悩んだら。
- 子育てに悩む親がいたら。

**あなたの1本のお電話で
救われる子どもがいます!**

児童相談所
全国共通
3桁ダイヤル

いち はや く
189

児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。

- お住まいの地域の児童相談所につながります。(一部のIP電話からはつながりません。通話料がかかります)
- 連絡は匿名で行うことも可能です。
- 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

役場こども課では児童家庭相談員を配置しています。「虐待かな?」と思ったら、まずご相談ください。

こども課 ☎889-7028 沖縄県中央児童相談所 ☎886-2900

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の徴収猶予(特例制度)および減免制度について

**減免の申請期限は
令和2年12月28日(月)までです。**
詳しい内容については町HPをご確認ください。

国民健康保険税徴収猶予の特例制度

<http://www.town.haeburu.lg.jp/docs/2020043000049/>

国民健康保険税の減免について

<http://www.town.haeburu.lg.jp/docs/2020051100021/>



【問】 国保年金課 ☎889-1798

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方へ

対象となる方 (以下のいずれにも該当する方が対象となります。)

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。
- ②令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

申請の対象となる期間

令和2年1月1日～12月31日までの期間

※期間が延長になりました

詳しい手続き方法や申請書等は日本年金機構のホームページをご確認ください。

日本年金機構のホームページはこちら→



【問】 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
国保年金課 ☎889-1798

年金生活者支援給付制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

対象者にはお知らせを送付します。受け取りには請求書の提出が必要です。

■対象となる方(いずれかを受給している方)

①**老齢基礎年金を受給している方**

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

②**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**

以下の要件を満たしている必要があります

- 前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

①**新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方**

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。

※令和3年2月1日までに請求が無い場合は、さかのぼって支給できません。

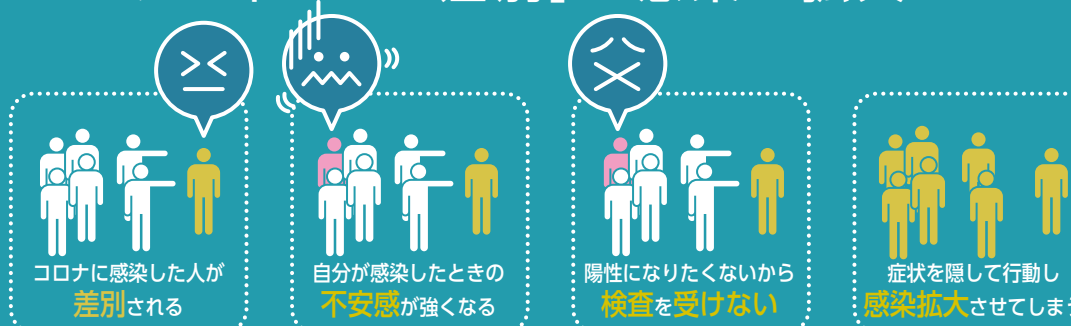
②**年金を受給しはじめる方**

年金の請求手続きと併せて年金事務所または国保年金課にて請求手続きをしてください。

**感染拡大防止のため
郵送での手続きを
ご活用ください。**

【問】 年金給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092 国保年金課 1階5番窓口 ☎889-1798

あなたの「コロナ差別」が感染を拡大させる



ソーシャルスティグマ(社会的負の烙印)がそうさせます。

差別というソーシャルスティグマが、コロナと思われたくない気持ちを強め、結果的に感染を拡大させてしまいます。感染拡大を防ぎ、コロナ差別で人を傷つけない社会にするためには、以下を意識することがとても大切です。

やめよう。とめよう。

- 感染してしまった人を **さらすこと**
- 感染してしまった人を **犯罪者のように扱うこと**
- 発信源がわからない **誤った情報や噂の拡散**
- 差別的な表現** (例) 集団感染の容疑者



ソーシャルスティグマって?